

開発事業審査申出軽微変更届出書作成要領

- 電子申請の前に以下のファイルをご用意ください（形式はPDF・10MB以内）。
- 容量を超える場合は分割したうえで、該当の添付欄に加え添付書類の予備欄をご利用ください。
- ファイルのアップロード方法には、様式・資料ごとにアップロードする「個別アップロード」（推奨）と、様式・資料をまとめてアップロードする「一括アップロード」があります。
- 一括アップロードされる場合の注意点
 - ・ ファイル全体の容量が10MB以下であることを確認してください。
 - ・ 必ずしもPDFを1つのファイルに統合していただく必要はありません。複数のPDFファイルを1つのZIPファイルでお送りください。各PDFファイルの名前は、なるべく様式名もしくは書面のタイトルとしてください（簡単で結構です。例：様式〇号、位置図）。

様式 13 号（開発事業審査申出軽微変更届出書） 必須

[様式 13 号を添付してください。](#)

変更事項が確認できる資料 原則必須

添付が必要となる資料の例

- 開発事業者又は工事施行者の代表者の変更 商業登記簿謄本等
- 分筆等による地番の変更 不動産登記簿謄本等

設計者の変更については、添付が不要です。そのほかの変更については、案件担当者にご相談ください。

標識の記載事項がはっきりと確認できる近景の写真

標識の記載内容が変更となる場合のみ近景の写真を添付してください。

委任状（必要な場合のみ）

開発事業審査申出時等において包括的な委任状をご提出いただいている場合は不要です。

注意事項

- 「開発事業審査申出軽微変更届出書」は、開発許可「前」の変更手続きです。
- 電子申請の申請後に（仮）受付のメールが届きますが、「お手続きが完了しました」というメールが届くまでは手続きは完了していません。